

金融商品会計基準の見直しに関する検討状況の整理へのコメント

2010 年 11 月 30 日

株式会社大和総研資本市場調査部

制度調査担当部長

吉井 一洋

質問 1 案 2 が妥当

理由

- ◎公表される市場価格がなく、公正価値を信頼性をもって測定できない株式にまで公正価値を求めた場合、このような株式への恣意的な評価による損益の操作を招く可能性がある。損益操作のリスクと、あえて公正価値評価をするメリットを比較すると、前者のリスクの方が高いと思われる。
- ◎ただし、資産の毀損の状況を明らかにするため、減損処理は必要である。
- ◎企業に対して、まずは、市場価格の無い株式について、每期、公正価値を信頼性をもって測定できるか否かを検討・確認するように求め、その上で、測定できない場合に取得原価で評価をすることとすればよい。それによって、企業は公表される市場価格のない株式について、その状況を每期チェックする慣行が定着すると思われる。

質問 2 案 A（即ち I F R S 9 号の処理）が妥当

理由

- ◎わが国においては、過去に、株式の売却損益が、当期の業績の調整弁として用いられてきた経緯がある。
- ◎財務諸表の利用者が、当期の実績を適切に把握し、将来の業績予想に役立てるためには、株式の売却などによる調整の無い、本来の業績を示す当期純利益が表示される方がよい。
- ◎新しく提案されている区分では、評価差額を O C I 計上できる株式について、企業が個別に指定できることとされており、損益の恣意的な調整の余地は、現行の金融商品会計基準よりも拡大する可能性がある。
- ◎したがって、リサイクリングを認めないことにより、売却損益計上による利益調整の余地を塞いでおく必要があると思われる。
- ◎株式の売却益については営業外損益や特別損益に計上されるため、営業利益が把握できれば問題ないのではとの意見もあるかもしれない。しかし、I A S B で現在検討されている新しい財務諸表の表示（スタッフドラフト）の考え方によれば、いわゆる持合株式や政策投資株式については営業資産に分類される可能性が高いのではないと思われる。その場合、リサイクリングを認めると、売却損益が投資損益ではなく、営業損益に含まれてしまう。将来、I F R S に合わせて表示科目が見直される可能性も考慮に入れて、

会計処理を検討する必要があると思われる。

質問 4

◎わが国特有の 15 年変動利付国債や、監査法人間でも解釈が分かれていると思われるノンリコース商品などについて、判断に大きな差異が生じないよう、より詳しいガイドラインを設ける必要があると思われる。